

生徒心得

山川中学校生徒は、学校の教育方針のもと、つねに中学生としての自覚と誇りを持って行動しよう。

○ 学校生活

1 登校・下校

- (1) 登校・下校のときは交通法規道徳を守り、指定された通学路を通る。
- (2) 登校は8時15分、下校は16時35分までとする。ただし、部活動や先生の指示で居残る場合は、指示された時刻までとする。
- (3) 登校後は外出しない。
- (4) 登校後自転車置き場及びその周辺に立ち入らない。
- (5) 登校したら、窓を開け、下校の際は戸締まりをする。
- (6) 門札を推進する。

2 学習時間

- (1) 始業の3分前には入室、1分前に黙想し、直ちに学習が出来るよう静かに、先生を待つ。入室が遅れたときはその理由を先生に届ける。
- (2) 始業合図後、先生が来られないときは、係の生徒は直ちにその先生に連絡をとり、自習の時は静かに学習し、他教室の迷惑にならないように心掛け、勝手に座席から離れない。

3 欠席・遅刻・早退・欠課等

- (1) やむを得ず欠席・遅刻するときは、「欠席等連絡カード」を提出するか、保護者が当日早めに学校に連絡する。
- (2) やむを得ず早退するときは、担任に届けて許可を受ける。
- (3) 保健室や相談室等の利用で授業に出席しない場合は、担任及び教科担任の先生に申し出る。
- (4) 忌引きの日数は次のように定める。

父母	(7日以内)
祖父母・兄弟姉妹	(3日以内)
曾祖父母, 伯叔父母等	(1日)

4 言葉遣い・応対

- (1) あいさつは『語先後礼』を実践する。(先に言葉、後に礼)
- (2) お互いに他人を尊重し、相手に不快感を抱かせるような言葉は使用しない。
- (3) 外来者に対しては、失礼のないように気をつけ会釈する。
- (4) 廊下やその他の場所で先生に会ったときは、軽く会釈する。生徒相互においては、礼儀をもって接し親睦に努める。

5 校内における風紀

- (1) 廊下は右側を通行し、走ったり、暴れたり遊んだりしない。
- (2) 教室移動は、静かに敏速にする。
- (3) 校長室、職員室、準備室等に入る時は、「〇年〇組の〇〇です。入ってもいいですか」と言って許可を得てから入る。
- (4) 校内で金品を拾得した、また紛失したときは直ちに担任の先生に届ける。
- (5) 校内放送の合図があったら静かに聞き取るようにする。
- (6) 校内外を問わず、集会を催すときは、その趣旨をのべ、先生の許可を受ける。
- (7) 校長室、職員室前の廊下は静かに通行する。

6 学校の清掃

- (1) ふさわしい服装（体育服）で、窓を開けて清掃をする。
- (2) 清掃用具は正しく使用し、後始末はきちんとする。
- (3) 紙くず、危険物に気づいたらすぐに拾うように心がける。
- (4) 作業時間はみんなが協力し、時間一杯取り組むよう心がける。
- (5) 「無言作業」を励行する。作業中は、無言で作業に取り組む。

7 公共物の使用

- (1) 公共物は丁寧に取り扱い、破損したり、汚したりしないように注意し、紛失、破損した場合は、直ちに担任の先生に申し出る。事由によっては、弁償の責任を負う。
- (2) ロッカーに不必要なものを入れず、常に整理整頓する。

8 所持品

- (1) 各自の所持品には、必ず学校名、学年、組、出席番号、氏名を明記する。
- (2) 生徒証明書は常に携行すること。生徒証明書は学生割引、その他証明等に必要な場合がある。
- (3) 金銭や貴重品は必ず身につけておき、納金は登校後、直ちに担任または担当の先生に納入する。
- (4) 生徒同士の金銭の貸借はしない。
- (5) 所持品を大切にし、許可を得たもの以外、学校に置いて帰らない。
- (6) 必要のない金銭や危険な刃物（はなみ、カッターを含む）及び学校生活上不必要なものは持参しない。

○ 校外生活

- 1 外出中は、特に本校生徒としての自覚と誇りをもって行動する。
- 2 外出の際は家の人に行き先、用件、帰宅時間等を明らかにする。
- 3 日没後の外出は、保護者同伴を原則とし、できるだけ早く帰宅する。
- 4 外泊は絶対にしないようにする。